

別 紙

答申第90号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を非公開とした決定は妥当である。

### 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年4月24日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求の提出があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容  
平成 年 月から平成 年 月の間で、教育庁高校教育課企画人事グループの、及びその他の者たちが、学校教職員から聴取していた際に各人で記録したものをもとに、高校教育課長への（他の諸会合用ではない）報告として作成した文書の全部公開・交付。
- (3) この請求に対して、実施機関は、作成されていないため存在しないという理由により、同年5月8日付けで非公開決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の非公開決定を不服として同年5月10日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成20年2月15日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

- (1) 異議申立ての趣旨  
本件公文書の非公開決定処分を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 異議申立ての理由  
異議申立人の異議申立書による主張の要旨は、次のとおりである。  
ア 本当に作成されていないのか否かを調べてもらいたい。  
イ 聴取にもとづく高校教育課長への報告書を作成していないというのは、公文書不存在であり、職務怠慢である。

### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、以下のとおりである。  
請求の対象となった事情聴取は、児童生徒等に適切な指導が行えない教員等への対応に関する要綱（以下「対応要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日及び平成 年 月 日に行われたものである。これは、学校長から対応要綱第4条に基づいて提出された報告書に係る事実確認のために行われた。  
当時、事情聴取を行った各企画人事主事は、それぞれ必要に応じてメモをとり、聴取後、記録された発言内容等に基づいて島根県公立学校教員指導力審査委員会（以下「指導力審査委員会」という。）の資料作成を行った。後日、高校教育課長への報告はこの指導力審査委員会への提出資料（以下「審査委員会資料」という。）を用いてなされており、請求のあった「高校教育課長へ（他の諸会合用ではない）の報告とし

て作成した文書」は作成されていない。

したがって、請求対象となる公文書は不存在である。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、対応要綱に基づき事実確認のために行われた事情聴取の状況を上司に報告する際に扱った文書である。

### (3) 公文書の不存在について

実施機関は、上司への報告を審査委員会資料により実施したため、報告用に作成した文書は存在しない、と主張している。

教職員から聴取した内容は、担当者のメモの記録を基に審査委員会資料に記載されており、上司への報告がこの資料により実施されたことについて、特段不合理とは言えない。

報告に用いられた審査委員会資料は、当審査会において以前審査した諮問第74号「指導力審査委員会に提出されていた書面及び資料」の中に含まれるものと同一のものであることが認められた。

実施機関は、既に請求者に対して、上記諮問第74号に係る当該公文書と同一の文書を部分公開しており、他に該当する文書の存在をうかがわせる事情が認められなかった。

### (4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

( 諮問第 9 8 号に関する審査会の処理経過 )

年 月 日	内 容
平成 2 0 年 2 月 1 5 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 2 3 年 3 月 2 8 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 2 3 年 4 月 1 4 日 ( 審査会第 1 回目 )	審議
平成 2 3 年 5 月 2 6 日 ( 審査会第 2 回目 )	審議
平成 2 3 年 6 月 2 3 日 ( 審査会第 3 回目 )	審議
平成 2 3 年 7 月 2 1 日 ( 審査会第 4 回目 )	審議
平成 2 3 年 8 月 2 5 日 ( 審査会第 5 回目 )	審議
平成 2 3 年 9 月 1 5 日 ( 審査会第 6 回目 )	審議
平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

( 参考 )

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元 ( 株 ) 山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁 護 士	
本藤三世子	( 財 ) しまね女性センター経営委員	